様式第２（第12条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 識別番号 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

令和　　年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　交付決定通知書

　　　　　　　　　　　●●●●●

　令和　　年　　月　　日付け文書番号で交付申請のあった地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第８条の規定により通知する。

　　　　令和　　年　　月　　日

○○地方環境事務所長

記

１　交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和　　年　　月　　日付け文書番号交付申請書のとおりである。

２ 交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

交付金の額　　　　 　　 金　　　　　　　円

３　交付対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する交付金の額は、令和　　年　　月　　日付け文書番号交付申請書記載のとおりである。

４　交付金事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月30日環政計発第2203301号）に従わなければならない。

５　この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

（本件担当者の氏名、連絡先等）

　担当者の所属部署・職名・氏名

　連絡先（電話番号・Eメールアドレス）